

京都府地域ケア確保推進指針（中間案）に対する 府民意見の募集結果について

平成20年4月1日
京都府健康福祉部高齢者支援課
(電話075-414-4578)

「京都府地域ケア確保推進指針」（中間案）について、府民の皆様から御意見を募集いたしましたところ、お寄せいただいた御意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表いたします。

また、提出された府民の皆様の意見を十分に考慮し、「京都府地域ケア確保推進指針」をとりまとめましたので、あわせて公表します。

記

1 意見募集期間 平成19年12月19日（水）～平成20年1月18日（金）

2 意見提出者数 27名

3 意見の要旨とこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
療養病床の再編への対応について	○介護療養型医療施設が廃止になると困る方が出てくると思うので、十分な対応ができるように願いたい。 ＜11名＞	□指針においては、入院されている方の実態等を踏まえ、現時点で必要と考えられる療養病床の見通しを指針の中に設定しました。また、療養病床の転換に伴う受け皿として必要な介護保険施設の整備促進や在宅医療をはじめとする「地域ケア体制を確保するために必要な方策」を具体的に記載をしたところです。
	○指針の策定が、療養病床の機械的な削減に結びつかないようにされたい。 ＜2名＞	□療養病床の再編成への対応として、府民の方々の不安を解消することが当指針の目的の一つでもあります。そのため当指針においては、実態を踏まえ、現時点で考えられる療養病床の見通しを設定したところです。また、必要な介護保険施設の整備等についても促進していく旨も記載をしたところです。
	○療養病床の再編にあたっては高齢者の立場に立つとともに高齢者の人権を尊重したものとすべき。	□指針中の「地域ケア確保の基本的な考え方」において、その趣旨を踏まえた記載をしたところです。
	○今回の療養病床再編における施設転換については、夜間の医師配置や病床面積を現状維持とされることを希望する。	□施設基準等については、国が所管をしておりますが、京都府としては、入院患者や医療機関がお困りにならないよう、国への提案・要望を行ったところです。

項目	意見の要旨	府の考え方
療養病床の再編への対応について	<p>○療養病床の再編に関する患者や地域住民からの相談や苦情の対応については、京都府、関係市町村、地域包括支援センターの相談窓口において対応されたい。</p> <p style="text-align: center;">< 2名 ></p>	<p>□御提案の趣旨も踏まえ、府の相談窓口の充実や市町村及び地域包括支援センター等の身近な相談窓口の必要性について、指針に記載をしたところです。</p>
	<p>○療養病床より他の施設に転換した場合、従業員数の調整が必要になるが、その場合の職員維持の費用等の捻出も必要。転換に際し、建替えや改修が必要な場合もあわせ資金援助を検討してほしい。</p>	<p>□指針においては、引き続き人材確保に向けた取組を進めていくことや、施設を転換をされる場合の支援策について、記載をしたところです。</p>
	<p>○指針中間案で、要介護2～5の方は14.7%増加を予想しているが、介護保険施設サービスは合計で5.5%の増加となる。要介護の伸び率に比べて楽観的ではないか。</p>	<p>□指針においては、介護保険施設の整備促進と併せ、在宅医療をはじめとする「地域ケア体制の確保のために必要な方策」を提示しており、このような方策を通じた対応を進めてまいりたいと考えております。</p>
	<p>○療養病床の稼働率の検証はされているかどうか。</p>	<p>□療養病床については、現在の高齢者保健福祉計画と同様、稼働率は100%として見込んでおりますが、次期介護保険事業支援計画の策定においては、全国動向等も参考にしながら検証してまいりたいと考えてしております。</p>
	<p>○65歳人口のピーク時（推測：2020年）における療養病床の必要数を踏まえた数となるよう、更に拡大させるべき。</p>	<p>□療養病床の目標の検討においては、今後の高齢者の伸びを踏まえ、現時点で考えられる療養病床の見通しの設定を行ったところです。</p>
	<p>○現在の療養病床の設備基準はそのままとし、経過措置を設けたり変更はせず、報酬上のペナルティも科さないようにされたい。</p>	<p>□施設基準等については、国が所管をしておりますが、京都府としては、入院患者や医療機関がお困りにならないよう、必要な療養環境確保のための措置を国の責任において講じるよう、要望したところです。</p>
	<p>○施設が経営的に安定出来なければ、療養病床の再編に対応することは不可能である。各病院毎の実情を踏まえた対応を願いたい。</p>	<p>□指針の策定に当たっては、各医療機関に対するアンケートやヒアリングを随時実施するなど、その実情を出来る限り踏まえたものとしたところです。</p>

項目	意見の要旨	府の考え方
地域ケアを確保するための方策について	○指針中間案に提示されている方策を進めていくことが必要だと考える。なお、在宅サービスは施設よりも非効率で、それを進めることが医療費や介護費用の削減につながることは明記すべきではないか。	□地域ケア体制を確保する方策については、指針中間案での記載を引き続き提示しております。なお、当指針の目的の一つは、サービス提供における今後の見通しを立てることにあり、医療費や介護費用の削減に係る記載をすることは、適切でないと考えております。
	○先ず優先すべきは、在宅医療の充実である。	□在宅医療につきましては「地域ケア体制を確保するための方策」において、具体的に記載をしたところ です。
	○現在と転換後の老人保健施設において、人員配置基準の格差を生じることにならないよう賢慮していただきたい。	□施設の人員配置基準については国が所管しておりますが、京都府としては、適切な人員配置基準となるように要望等を行ってきたところ です。
	○これからの対応として、自宅以外での受け皿づくり（介護保険施設及び高齢者住宅など）や低所得者に対する支援が重要である。	□入院患者の方の受け皿づくりについては、介護保険施設の整備を促進していく旨のほか、高齢者の多様な住まいについても、検討をしていくことを記載したところ です。
	○既に実施されている介護予防事業は、効果的に実践されているのかどうか知りたい。	□介護予防については、各市町村において取組が進められていますが、より効果的な取組となるよう府としての人材養成への支援等を行っているところ です。
	○ケア技術の向上に見合った報酬の改善をしない限り、課題は達成できないのではないか。	□介護報酬のあり方については、当指針においては触れておりませんが、府として国に対し、改善要望等を行っているところ です。
	○中間案に、短期入所生活介護施設（ショートステイ）について言及がない。京都府において実態と課題について調査し、その結果を基にして必要な対策を取るべき。	□高齢者の受け皿となる施設の整備促進については、指針の中で提示しておりますが、ショートステイのあり方については、引き続き検討をしていきたいと考えております。
	○指針中の「マンパワーの確保、ケア技術の向上」の内容に関しては賛成。ただ、今の給与条件では人材確保ができないのではないか。府としても国に介護報酬の引き上げを要望すると共に、何らかの補助を事業所にできないか検討してほしい。	□介護報酬のあり方については、当指針においては触れておりませんが、府として国に対し、改善要望等を行っているところ です。

項目	意見の要旨	府の考え方
地	○看護師養成数及び訪問看護に係る報酬を増やすこと。	□介護報酬のあり方については国に対し、改善要望等をしております。また看護師の人材確保策についても、引き続き検討していくこととしております。
地域ケアを確保す	○高齢者が安心して暮らすために、介護保険料が上がらないように、また、低所得者への減免制度や、国の補助を増やすなど、府としても国に要望するとともに、府独自の補助制度についても検討していただきたい。 ＜2名＞	□介護保険制度における低所得者対策の充実については、制度設計に責任を有する国が対応されるよう提案・要望を行っております。なお、府ではいままでから、施設入所時での食費・居住費負担に係る府独自の軽減策なども実施しているところです。
す	○特別養護老人ホームや他の介護保険施設の拡充を要望する。	□療養病床の転換に伴い、高齢者の受け皿となる施設整備の促進については、当指針においても記載をしたところです。
るため	○主治医から指示書をもらい、看護師が訪問する状況の中で、訪問看護ステーションのネットワーク化が可能になるかどうか。また、療養病床の再編に伴い、医療の必要性の高い利用者の行き場がなくならないよう、訪問看護師が働きたいと思える事業所整備は必要。	□指針においては、医療ニーズのある方に対する地域生活への支援として訪問看護ステーションへの支援が必要であること等を具体的に提示したところです。
の方策	○地域ケア確保に関し、より具体的に有効な方策を早急に示すとともに、その実行に必要な予算を十分に確保されたい。	□指針において、地域ケアを確保するために必要な方策を提示したところです。また、緊急性の高い事業等については、平成20年度当初予算案に計上をしたところです。
に	○必要な医療・介護サービスが切れ間なく安定的に提供するための有効な具体案を早急に示されたい。	□指針の「4 地域ケア体制を確保するための方策」において、具体的に必要な施策の提示をしたところです。
て	○地域密着型サービスについては、地域の実情に応じて他市町村からの利用数も十分に確保されたい。	□地域密着型サービスについては、すでに他市町村からの利用も保険者の判断により可能となっております。なお、次期介護保険事業計画の検討に際しては、その必要利用定員総数についても、検討されることになっております。
	○地域包括支援センターへの経済的支援や人員体制を手厚くしてほしい。	□指針の「4 地域ケア体制を確保するための方策」において、地域包括支援センターを核とした相談体制の確立について記載するなど、必要な施策を提示したところです。

項目	意見の要旨	府の考え方
地域ケアを	○看護師に対する奨学金等の助成・免除の拡大を図ってほしい。また、診療報酬・介護報酬上の評価を国に求め、実現させること。さらには、事務作業や書類作成の簡略化を図り、各職種での負担を軽減させてほしい。	□人材確保策については、指針の「4地域ケア体制を確保するための方策」において、具体的に必要な施策を提示しております。また、国への要望は、府としても行っておりますが、事務軽減に関する事項については、引き続き検討していきたいと考えております。
確	○虐待通報者の保護にも留意すること。	□虐待を通報された方への保護については、「高齢者虐待防止法」に規定されているところであり、その取扱いには留意してまいりたいと考えております。
保	○高齢者の見守り確保に向けた取組はよいことだと思う。高齢者が日常生活圏内で家族と共に暮らせる見守り体制の確保に向けた取組が必要。	□指針の「4地域ケア体制を確保するための方策」において、地域での見守りの確保に係る必要な施策の提示をしたところです。
る	○乳児から高齢者まで安心して信頼でき、歴史ある京都を高齢者から学び、私たちや子供たちに伝え続けられるビジョンを進め、府民が元気で生活できる京都にしてほしい。	□御提案いただいた御意見も参考にしながら、当指針の基本姿勢等の記載を行ったところです。
の	○「介護等サービスの整備促進、マンパワーの確保、ケア技術向上に向けた取組」においては、退院される際の引継が大変重要になると考えられる、その視点に立った研修と指導が要求されるのでないか。	□御提案の趣旨も踏まえ、訪問看護ステーションの充実や介護職の医療知識研修等の必要性などについても、指針に記載したところです。
方 策 に つ い て	○今後、在宅ケアをさらに充実を図るなら、医師をはじめ看護師やケアマネジャーが地域を見据えた視野を持てる人員体制と給与のあり方を検討していくことが必要。そのためにも介護報酬の改善が必要と考える。	□介護報酬のあり方については、府としても国に対し改善要望をしているところです。また幅広い人材確保策の充実等についても、府として引き続き検討していくこととしております。

項目	意見の要旨	府の考え方
地域ケアを確保するための方策について	○指針の中間案に「地域安心見守りカード」の提案がある。地域にとって必要であり、また、安心のためには、個人情報に阻まれることなく、地域に住む住民全てが共有できるものとして、実現することが必要。	□「地域安心見守りカード」については、ご提案の趣旨も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。
	○「地域包括支援センターを核とした相談ネットワーク構築」と書かれており、そうあることが重要だと考える。	□指針の「4 地域ケア体制を確保するための方策」において、具体的に必要な施策を提示したところです。
	○地域ケアの確保のためには、もっと国が医療にお金を使うことが必要。引き続き京都府が、国が医療保障に責任を持つよう要望されたい。	□医療・介護の制度設計に責任を有する国に対しては、必要な措置を国の責任において講じることなどを府として要望しているところです。
地域ケア指針の作成方法に関して	○療養病床数について、京都府が全国平均を下回り、全国で25位となっている現状や、圏域別の療養病床数の地域間格差は、今後の地域ケアのあり方を考える上で、チェックしていくべき課題である。	□当指針の検討に当たっては、他府県の動向も踏まえながら、療養病床の見通しに係る検討等を行ってきたところです。なお、各圏域別の検討については、次期高齢者保健福祉計画の策定に際し、検討することとしております。
	○利用者の実態や医療機関の意向を十分把握されるとともに、移行する利用者の受け皿づくりの推進に向けて検討され、京都府の実情を国に向け働きかけをお願いする。 ＜2名＞	□指針の策定に当たっては、アンケート調査の実施や、府政円卓会議の開催、医療機関に対するヒアリングなどを通じ、利用者等の実態や意向を把握させていただいたところです。また、国に対しては、引き続き、京都府の実情を伝えていきたいと考えております。
その他	○社会保障制度が変化していく中で地域ケアの確保・推進が検討されねばならないが、京都府においては引き続き、高齢者の生命と健康を守る立場で論議を進めていかれることを望む。	□御提案の趣旨に沿った形で、指針の検討を進めてきており、指針の基本的な考え方においても「高齢者の立場に立った保健・医療・福祉の一体的サービスの提供」なども掲げたところです。